



2022年6月29日

各 位

会社名 フルハシ E P O 株式会社
代表者名 代表取締役社長 山口直彦
(コード番号: 9221 東証スタンダード市場・名証メイン市場)
問合せ先 取締役管理本部長兼総務部長 上野 徹
(TEL. 052-324-9088)

取締役に対する譲渡制限付株式としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下の通り、譲渡制限付株式として新株式発行（以下「本新株式発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2022年7月29日
(2) 発行する株式の種類及び株式数	当社普通株式 14,200株
(3) 発行価額	1株につき 1,399円
(4) 発行価額の総額	19,865,800円
(5) 割当予定先	当社の取締役(※) 5名 14,200株 ※ 社外取締役を除きます。

2. 発行の目的及び理由

当社は、2022年5月24日開催の取締役会において、将来選任される取締役も含め、当社の取締役（社外取締役を除く。）（以下、「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。また、2022年6月29日開催の第75回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の取締役の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して年額30,000,000円以内の金銭報酬債権を支給すること、本制度に基づき発行又は処分される当社の普通株式の総数は年20,000株以内とすること、及び、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日（ただし、譲渡制限付株式の交付の日の属する事業年度の経過後3ヶ月を経過するまでに当該地位を喪失する場合につき、当該事業年度経過後6ヶ月以内で当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までとすることにつき、ご承認をいただいております。

また、当社は、主幹事会社である大和証券株式会社との間で、元引受契約締結日から上場（売買開

始)日(当日を含む)後180日目(2022年10月17日)までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行を行わないことを合意しておりますが、本新株式発行は主幹事会社である大和証券株式会社の書面による同意を得ております。

本制度の概要については、以下の通りです。

<本制度の概要>

対象取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度により対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年20,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、割当てを受ける対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当てを受ける対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① あらかじめ定められた期間、割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

今般、当社は、本制度の目的、当社の業績、各割当対象者の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、本日開催の取締役会の決議に基づいて、取締役5名(以下、「付与対象者」といいます。)に付与される当社に対する金銭報酬債権の合計19,865,800円を現物出資の目的として(募集株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金1,399円)、当社の普通株式合計14,200株(以下「本割当株式」といいます。)を付与することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

当社と付与対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下の通りです。

(1) 譲渡制限期間

付与対象者は、2022年7月29日(払込期日)から当社の取締役の地位を喪失する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

(2) 譲渡制限の解除条件

付与対象者が、2022年7月29日(払込期日)から2023年3月期に係る定時株主総会の終結の時までの間(以下「本役務提供期間」という。)、継続して当社の取締役の地位(以下「本地位」という。)にあることを条件として、本譲渡制限期間の満了時において(ただし、本譲渡制限期間の満了時が2023年7月1日より前の日である場合は2023年7月1日において。以下同じ。)本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、付与対象者が本役務提供期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役の地位を喪失した場合、譲渡制

限期間の満了時において、2022年7月から当該喪失の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなす。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点その他契約書に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、付与対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、2022年7月から組織再編等効力発生日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなす。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。ただし、組織再編等効力発生日の前営業日が2023年7月1日以前の日であるときは、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本割当株式の全てを、当社は当然に無償で取得する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式発行は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2022年6月28日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,399円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、付与対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

4. 支配株主との取引等に関する事項

本新株式発行の割当を受ける対象取締役のうち、代表取締役社長の山口直彦氏及び代表取締役副社長山口昭彦氏は、合算対象分となる株式を含め、当社の支配株主に該当することから、本新株式発行は支配株主との取引等に該当します。

(1) 公正性を担保する措置及び利益相反回避措置

本新株式発行は、法令及び諸規則等で定められた規定並びに手続に従っています。また、払込金額の決定方法をはじめとする処分内容及び条件についても、上記「2. 処分の目的及び理由」に記載の通り、譲渡制限付株式報酬として、一般的な内容及び条件から逸脱するものではなく、適正なものです。加えて、利益相反を回避するため、支配株主である代表取締役社長の山口直彦氏及び代表取締役副社長の山口昭彦氏は、本新株式発行に係る取締役会の審議及び決議には参加

しておりません。

(2) 少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見

本新株式発行の内容及び条件の妥当性については、当社の取締役会において審議のうえ、本日付で取締役会決議を行っています。当該取締役会決議に際して、支配株主と利害関係のない社外取締役及び社外監査役の全員より、以下の通り、取引の目的、手続の妥当性、対価の公正性、希薄化の影響、上場会社の企業価値向上等の観点から総合的に検討を行った結果、本新株式発行にかかる決定は少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を2022年6月29日付で得ております。

- ① 本新株式発行によって、対象取締役に対して、企業価値向上に向けた新しいインセンティブが付与され、対象取締役と株主との一層の価値共有が進み、当社の企業価値の拡大が期待されること。
- ② 本新株式発行のための取締役会の審議及び決議には、利益相反を回避するため、支配株主に該当する取締役は参加せず、これにより取締役会の意思決定の公正性が確保されていること。
- ③ 本新株式発行は、当初より予定されていた期日に開催された取締役会決議の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値を払込価額としており、恣意性が排除された公正な発行価額によるものであること。
- ④ 当社の譲渡制限付株式報酬制度は、2022年6月29日開催の定時株主総会において多数の賛成をもって可決されたものであり、一般的な内容及び条件から逸脱するものではなく適正なものであると確認されていること。

(3) コーポレート・ガバナンスに関する報告書との適合状況

2022年4月21日に開示したコーポレート・ガバナンスに関する報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下の通りです。本新株式発行は、以下の指針に基づいて決定いたしました。

「支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応しております。関連当事者取引については、「関連当事者取引管理規程」により新規取引の際に財務経理部による妥当性の検討、継続取引の際には取締役会の承認を必要とする旨を定めております。関連当事者取引を適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。」

本新株式発行は、上記「(1) 公正性を担保する措置及び利益相反回避措置」及び「(2) 少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見」に記載の措置を講じており、適正なものであって、上記指針に適合しているものと考えております。

以上